

## 大熊町ゼロカーボンビジョン推進支援業務委託 仕様書

### 1 業務の目的

大熊町では、令和2年2月に「大熊町2050ゼロカーボン宣言」（以下、「ゼロカーボン宣言」という。）を行った。原発事故を経験したからこそ、化石エネルギーに頼らず、地域の再生可能エネルギーを活用した持続可能なまちづくりに取り組むこととしている。また、令和3年2月には、「大熊町ゼロカーボンビジョン」（以下、「ビジョン」という。）を策定し、ゼロカーボンによる復興の推進に向けた基本戦略や具体的な施策について取りまとめた。

今回、ビジョンを具体化し、理念の浸透や施策の推進等を図るため、「大熊町ゼロカーボンビジョン推進支援業務委託」（以下、「本業務」という。）を業務を実施する。

### 2 業務概要

- (1) 委託業務名 大熊町ゼロカーボンビジョン推進支援業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

### 3 委託業務内容

- (1) 大熊町ゼロカーボンの推進による復興まちづくり条例第13条に基づくエネルギー消費量等の報告及び第14条に基づく町内エネルギー事業者による情報提供等に関する業務

大熊町ゼロカーボンの推進による復興まちづくり条例（令和3年9月16日条例第22号。以下「ゼロカーボン条例」という。）第13条において、「町内に事業所を有する事業者は、毎年度、別に定める様式により、事業活動に伴うエネルギーの消費量等について、町長に報告しなければならない」とされている。また、第14条においては、「町長は、町内でエネルギー事業を行う事業者（中略）に対して、毎年度、別に定めるところにより、脱炭素社会の達成のため、エネルギーの供給量等に関する情報の提供を求めることができる」とされている。

上記の規定に基づき、町内の事業者及び町内エネルギー事業者による報告が円滑かつ適切になされるよう、以下の業務を行うこと。

#### ① 町内事業者及び町内エネルギー事業者からの問合せ対応

町内事業者及び町内エネルギー事業者が報告を行うに当たり、不明点等を問い合わせるための窓口を設置すること。問合せは電子メール又は電話で受け付けることとし、電話対応については、平日の9時から17時まで常時対応できる体制を整備すること。問合せ内容については、定期的に大熊町ゼロカーボン推進課担当官まで報告すること（2週間に1回程度を想定。）。

#### ② 報告内容の受付・整理・分析

町内事業者及び町内エネルギー事業者からの報告を受け付け、(2)に記載する検討会及び(3)に記載する町長による報告で使用する資料として整理すること。また、報告が滞っている事業者に対しては、電話等によりリマインドを行う等、対象となるすべ

ての事業者から確実に報告がなされるようにすること。また、大熊町ゼロカーボン推進課担当官の指示に従い、事業者に対する説明会の開催や、広報誌等での情報提供等について対応すること。

#### (2) 「大熊町ゼロカーボンビジョン検討会」の運営

大熊町では、昨年度より、ビジョンに掲げる「2040年までのゼロカーボンの実現」に関し、大熊町が行う各種施策の評価を行い、大熊町に対し必要な技術的助言を行うとともに、必要に応じ、ビジョンの改定を行うことを目的として、「大熊町ゼロカーボンビジョン検討会」を開催しているところ。

受注者は、大熊町ゼロカーボン推進課担当官の指示に基づき、検討会の開催日時の調整、会議資料の作成・準備、委員への事前説明、当日の受付、議事録の作成、委員への謝金・旅費等の支払いその他会議の開催に必要な事務の一切を処理すること。各回の議事内容等については、適時、大熊町ゼロカーボン推進課担当官と協議して決定すること。

#### < 「大熊町ゼロカーボンビジョン検討会」詳細 >

- ・回数：年2回程度（各回とも2時間程度を想定。）
- ・場所：大熊町役場大会議室又は町役場近隣の会議室を想定
- ・委員：有識者9名程度を想定
- ・資料：50頁・20部/回程度を想定

#### (3) 「大熊町ゼロカーボンの推進による復興まちづくり条例」第21条に基づく町長による報告に関する調査等

令和3年9月に制定された、「大熊町ゼロカーボンの推進による復興まちづくり条例」第21条において、「町長は、毎年、町が講じたゼロカーボンの推進による復興まちづくりに関する施策の実施状況の概要について、議会に報告するとともに、公表しなければならない」とされている。

当該報告に当たり、大熊町役場ゼロカーボン推進課担当官の指示に従い、以下の業務を行うこと。

- ① 大熊町が実施するゼロカーボン達成に向けた施策の効果の評価・分析
- ② 議会に報告するに当たっての資料作成

#### (4) 大熊町大規模太陽光発電所の設置に関する検討

ビジョンにおいては、町内における当面の再エネ導入目標として、太陽光発電を約60MW導入することとしている。

受注者は、上記太陽光発電の導入に向け、大熊町ゼロカーボン推進課担当官の指示に従い、事業スキームの検討や、導入に係る各種関係者との調整、その他必要な調査検討等を実施すること。

#### (5) 大熊町ゼロカーボン推進補助金に関する業務

大熊町では、令和4年度から、大熊町ゼロカーボン推進補助金を整備し、ZEH、ZEB等の新築やEV・FCV等の購入に関し、補助を行うこととしている。

受注者は、町民及び町内事業者からの同補助金に関する問合せに対応するとともに、申請を受け付けるための窓口を設置すること。問合せは電子メール又は電話で受け付けることとし、電話対応については、平日の9時から17時まで常時対応できる体制を整備すること。問合せ内容については、定期的に大熊町ゼロカーボン推進課担当官まで報告すること（2週間に1回程度を想定。）。併せて、町民及び町内事業者から同補助金に関する申請があった場合には、速やかに大熊町ゼロカーボン推進課担当官まで連絡するとともに、大熊町ゼロカーボン推進課担当官が行う審査に関し、必要な助言を行うこと。

#### (6) その他ビジョン達成に向けた施策の企画・立案に係る調査等

(1) から (4) に掲げるもののほか、大熊町ゼロカーボン推進課が実施する施策の企画・立案過程において必要となるデータや事例等について、大熊町ゼロカーボン推進課担当官の指示に従い、調査を行い、資料化すること。

#### 4 提出書類

受託者は、次の書類を町が指定する日までに提出しなければならない。

- |                          |    |
|--------------------------|----|
| (1) 委託業務着手届（別記第1号様式）     | 1部 |
| (2) 委託業務完了届（別記第2号様式）     | 1部 |
| (3) 業務完了報告書（中間・最終共に自由様式） | 1部 |

#### 5 契約に関する条件等

##### (1) 機密保持

受託者は、本契約中に知り得た情報を他に漏洩してはならない。

##### (2) 再委託について

ア 受託者は、本契約の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

ただし、予め書面により町の承諾を得た場合にはこの限りではない。

イ 承諾された場合であっても、受託者が負担する義務と同等の義務を当該委託先に負わせるものとする。

#### 6 その他

##### (1) 本仕様に定めのない事項等

受託者は本業務委託の実施にあたり、不明な点や変更点、本仕様等に定めのない事項が発生したときは、町と協議の上、決定するものとする。

##### (2) 留意事項

ア 本業務委託に係る書類については、他の業務と混同しないよう区分し保管すること。

イ 関係書類等については本業務委託終了年度から5年間保管すること。

ウ 受託者は、本業務委託に係る会計実地検査が実施される場合には、町に協力しなければならない。

- エ 本業務委託に関連し、受託者の故意又は過失等受託者の責により町に損害が生じた場合には、受託者は町に対してその損害を賠償しなければならない。
- オ 本業務委託により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム、データベースに関わる著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は発注者に帰属する。

別記第1号様式（仕様書4（1）関係）

## 委託業務着手届

令和 年 月 日

大 熊 町 長 様

受託者 住所  
名称  
代表者 印

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付で着手しましたので届け出ます。

記

1 業 務 名

2 委託料の額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 委託期間 着 手 令和 年 月 日  
履行期限 令和 年 月 日

別記第2号様式（仕様書4（2）関係）

## 委託業務完了届

令和 年 月 日

大 熊 町 長 様

受託者 住所  
名称  
代表者 印

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日完了しましたので、  
届け出ます。

### 記

1 業 務 名

2 委託料の額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 委託期間 着手 令和 年 月 日  
完了 令和 年 月 日